

# 特定非営利活動法人ひまわりらぼ 会員規約

## 第1条 (目的)

本規約は、特定非営利活動法人ひまわりらぼ（以下「本法人」という。）の会員（以下「会員」という。）の入退会及び権利義務等について定めることを目的とする。

## 第2条 (会員の種別)

本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法人法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的を理解し賛同して入会した個人及び団体。当法人の発展のため、運営に積極的に寄与し、総会において議決権を有する会員である。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体。総会において議決権を持たない会員である。本法人の活動について、報告を受けることができる。

## 第3条 (入会)

入会の申し込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、書面または電磁的方法により当法人に提出することとする。申込書受領通知後に年会費の振り込みを事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

## 第4条 (入会金及び年会費)

- |          |    |              |                       |
|----------|----|--------------|-----------------------|
| (1) 正会員  | 個人 | 入会金 10,000 円 | 年会費 10,000 円          |
|          | 団体 | 入会金 10,000 円 | 年会費 10,000 円          |
| (2) 賛助会員 | 個人 | 入会金なし        | 年会費 1口 2,000 円 (1口以上) |
|          | 団体 | 入会金なし        | 年会費 1口 2,000 円 (1口以上) |

## 第5条 (入会申込の拒絶)

当法人は入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り残されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

## 第6条（会員資格の有効期限）

会員資格有効期間を以下の通りに定める。

- (1) 正会員、賛助会員の資格有効期間は、当法人事業年度の末日（毎年3月31日）までとする。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員または当法人から申し出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- (3) 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会費及び年会費の振り込みを確認した日とする。
- (4) 正会員、賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする、
- (5) 団体会員で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。
- (6) 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

## 第8条（会員情報の変更）

会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2. 前項による規約変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

## 第9条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

## 第10条（除名）

会員が次の各号に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき。
- (5) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき。
- (6) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不相当と判断したとき。

## 第 11 条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 12 条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

## 第 13 条（個人情報保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合。
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合。
- (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合。

## 第 14 条（損害賠償）

- (1) 会員が、本規約に違反したまたは不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償しなくてはならない。
- (2) 前項の規定は、会員が退会・除名により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

## 第 15 条（免責事項）

- (1) 会員が当団体の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当団体は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 前項の規定は、第 13 条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

## 第 16 条（準拠法及び裁判管轄）

- (1) 本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。
- (2) 当法人と会員との間で生じた紛争については、当法人の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 17 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、変更内容についてウェブサイト提示等の方法で告知することにより、これを変更することができるものとする。

## 附則

本規約は 2021 年 9 月 28 日より実施する。